

東庄町住宅リフォーム補助について

20万円以上のリフォーム工事に対し、10分の1の補助をします。

【 補助金額の上限は20万円 】

東庄町では、定住を目的として、町内の施工業者により、住宅のリフォーム工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

補助の対象者

次のすべてに該当すること

- 対象住宅を所有していること。
- 対象住宅に現に居住し、住所を有していること
又は、リフォーム工事完了後の実績報告時までには居住し、住所を有すること。
- 補助金の交付後、5年以上継続して定住すること。
- 世帯全員に町税等の滞納がないこと。
- 対象のリフォーム工事で、他の補助金等を受けていないこと。
- この補助金を受けていない方、及び住宅であること。

補助の対象工事

次のすべてに該当すること

- 町内施行業者により、対象住宅のリフォーム工事を行うこと。
- 工事金額（消費税除く）が20万円以上のリフォーム工事であること。
※併用住宅に係るリフォーム工事は、自己の居住の用に供する部分が対象
- リフォーム工事に関わる全事項を申請年度の3月末日までに完了できること。

注：工事の内容によってはリフォーム補助の対象となりません。

（例：車庫や倉庫、外構工事、設備等の交換のみによる費用などは対象外）

「対象住宅」：町内に所在する住宅（一戸建て住宅及び併用住宅）で、自己の居住の用に供する住宅。

補助金額

対象工事費の10%で、補助額上限20万円

※ 補助額で千円未満の端数は切り捨て

注意事項

- ・申請は、工事着工前に必要となります。
- ・補助金は、予算が無くなり次第受付終了となりますのでご了承ください。

※ 詳しくは、担当窓口へお問い合わせください。

～ お問い合わせ先 ～

東庄町役場 まちづくり課 都市計画係 TEL 0478-86-6078

手続きの流れ

確認

予算が無くなりしだい終了となります。
申請前に確認をお願いします。

申請

工事契約・工事着手前に申請書を提出して下さい。

《提出書類》

- ① 東庄町住宅リフォーム補助金交付申請書
- ② 添付資料
 - (1) 世帯全員の住民票の写し
 - (2) 世帯全員の納税証明書
 - (3) 対象住宅に係る登記事項証明書等（所有者が確認できる書類）
 - (4) リフォーム工事前の住宅状況を明らかにする写真
 - (5) リフォーム工事の見積書の写し
 - (6) リフォーム工事の内容を明らかにする図面
 - (7) 建築基準法に規定する確認済証の写し（必要な場合）
 - (8) 誓約書
 - (9) その他

審査

申請内容及び補助対象について審査を行います。（必要な場合現地調査あり）

決定

補助金の交付の可否の決定をし、交付決定通知書を通知します。

工事の契約・工事の着工

変更

工事の内容を変更、又は中止等する場合は承認が必要
変更承認申請を受けて下さい。

完了
報告

工事完了後、速やかに実績報告書の提出をお願いします。
※ 当該年度の3月末日までに

《提出書類》

- ① 東庄町住宅リフォーム補助金実績報告書
- ② 添付書類
 - (1) リフォーム工事に係る契約書等の写し
 - (2) リフォーム工事に係る領収書の写し
 - (3) リフォーム工事中及び工事後の住宅状況を明らかにする写真
 - (4) その他

審査

実績報告書等により審査を行います。（必要な場合現地調査あり）

確定

補助金の額を確定し、確定通知書を通知します。

請求

確定通知書を受け取りましたら、補助金交付請求書を提出して下さい。

交付

請求書の提出から約1ヶ月程度で補助金を交付します。

補助金交付後、5年間は定住をしていただく必要があります。

※調査等により、違反等があった場合は返還を請求する場合があります。